

11月～1月は市税の滞納整理強化期間です

税金は、教育、福祉、ごみ処理、道路、下水道整備やその他公共事業の財源として使われています。

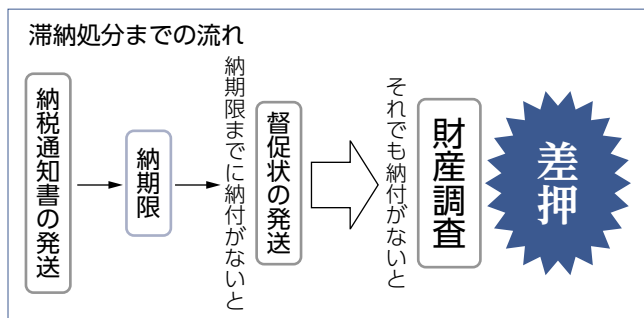
納税は国民の義務であり、納期限内の自主納付が原則です。

税金は公平に課するだけでなく、公平に徴収しなければなりません。税金の滞納は納期限までに納付した方々との間に不公平が生じるだけでなく、財政を圧迫し予定している公共事業ができないなどの影響を及ぼします。このため、市では、11月～1月を滞納整理強化期間と定め、市税の徴収を強化します。なお、納期限が過ぎてから市税を納める場合は、本税のほかに延滞金を納めていただくこととなる場合があります（ただし、計算の結果、1,000円未満は切り捨てます）。

滞納処分

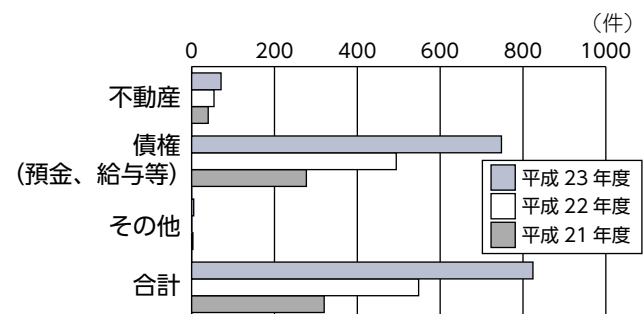
市では、納期限までに納めていただいた方と納めていない方の公平性を保つため、また、大切な市の財源を確保するため納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には、督促状などの送付を行い、自主的な納付をお願いしています。

しかし、それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、予告なく預貯金、給与、不動産などの財産の差押を行う滞納処分を実施することとなります。



過去の差し押さえ件数（国民健康保険税を含む）（件）

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
不動産	71	54	40
債権 (預金、給与等)	748	494	277
その他	5	0	3
合計	824	548	320



滞納額の推移

年度	滞納額
平成23年度	約17億 800万円
平成22年度	約17億3,500万円
平成21年度	約16億5,700万円

市税の納付は口座振替が便利です

口座振替は、指定された預貯金口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。一度手続きをすると翌年度からも自動的に継続されます。

取扱 金融 機関	埼玉りそな銀行 武蔵野銀行 みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 東京都市民銀行 東和銀行 埼玉信用金庫 川口信用金庫 東京信用金庫 巣鴨信用金庫 中央労働金庫 あさか野農業協同組合 ゆうちょ銀行・郵便局
----------------	--

申込手続き 納税通知書に添付(*1)または金融機関の窓口にて備えてある申込用紙(*2)に必要事項を記入のうえ、お取引のある金融機関に直接お申し込みください。

*1 納税通知書に添付の申込用紙はゆうちょ銀行・郵便局ではご利用できませんので、ゆうちょ銀行・郵便局に備え置き用の紙でお申し込みください。

*2 朝霞地区4市（朝霞市、志木市、和光市、新座市）外の金融機関の窓口には申込用紙がありません。

用紙が必要な場合は納税課にご請求いただければ、ご自宅等に郵送いたします。

持参するもの 納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印（納税義務者と口座名義人が異なる場合は納税義務者の印鑑もお持ちください。）

振替の開始 お申し込みから最初の振替までに1か月ほどかかりますので、余裕をもってお申し込みください。

コンビニエンスストアでも納付ができます

税金などをお近くのコンビニエンスストアでも納付ができます。日中お時間が取れず、金融機関等へお出かけになることが難しい方に便利です。

※納付書1枚の税額が30万円を超える場合、コンビニ利用期限を過ぎた場合（納税通知日から1年間）、納付書の破損などでバーコードが読み取れない場合はお取り扱いできません。

※取扱いコンビニエンスストア等については納税課へお問い合わせください。

＜納税相談の利用＞

病気や災害などの事情により納付が困難な方は、納税課にご相談ください。

なお、平日にお時間が取れない方は、休日納税相談窓口を開設していますのでぜひご利用ください。

休日納税相談窓口を開設しています

取扱 税目	市県民税（普通徴収のみ）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
----------	--

平成24年度 休日納税相談の日程

日程／ 11月…4日・18日 12月…2日・16日

平成25年 1月…20日 2月…3日・17日

3月…3日・17日

時間／午前8時30分～正午

会場／市役所 納税課（2階20番窓口）

※休日のため、庁舎北側の夜間通用口をご利用ください（正面玄関からは入れません）。